

平成24年9月28日

バーゼル銀行監督委員会「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から本年6月26日に公表された市中協議文書「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は、同文書で提示されている諸原則の趣旨は理解するものの、諸原則にもとづき以下の点が考慮されることを期待したい。

【総論】

1. 実現可能性のある内容とすべき

本諸原則に関する監督当局の期待事項の提示に当たっては、金融機関のITリソースに制約がある中、実現可能な内容となるようにしていただきたい。金融機関は、13年1月以降適用開始されるバーゼルⅢ規制（流動性規制も含めて）をはじめ各種規制に対応するため、かなりのITリソースを傾けているのが現状。また、G-SIFIsを対象とした共通データテンプレートも、合意次第では、金融機関に対して、短期間に大規模なシステム開発が発生する懸念もある。

確かにパラ9で言及されているとおり、「リスクデータ集計能力とリスク報告態勢の強化に伴う長期的な便益は、銀行に発生する初期投資コストを上回るものである」と考えられるが、ここ数年を目途に新たな規制がその実現に向けて進んでいることから、目先はデータ整備とシステム開発に初期投資コストばかり嵩むおそれがある。後述の各論において多角的にコメントしているが、監督当局は、各金融機関のITリソースの制約があることを念頭に実現可能性のある内容を提示すべきである。

原則の内容については、銀行自身が、一連の集計能力向上・報告態勢強化のファーストステップである「リスクデータ」を定義、収集、処理（仕分けや統合、分類）することを盛り込むべきである。当局と銀行間のコミュニケーションに資し、当局によるより実効性ある監督を実現することが可能となる。

2. 現実的な対応期限（スケジュール・経過措置）を設定すべき

2013年早期の諸原則実施に係る議論の開始、2013年の導入状況の評価およびモニタリングの開始、2016年までの諸原則充足のための戦略策定については、各金融機関の状況を勘案し、十分な準備期間を設定する等、現実的な対応期限の設定が必要である。具体的には、後述の【各論】「5. スケジュールと経過措置」のとおり。

3. 各国当局の判断を重視する枠組みとすべき

市中協議は全体として「原則（プリンシプル）」ベースと理解している。しかし、各国監督当局による検証や他の国・地域による監督当局の協調を通じて、実質的に、本来必要となる内容以上に保守的な「規制（ルール）」と位置付けられることが懸念される。本市中協議で提示された個別行毎の状況を踏まえた各国当局の判断を重視する枠組みは、最終文書でも是非、維持していただきたい。

4. 内容の重複を整理すべき

各原則について、類似・重複するものが散見されるため、各原則の目的および実効性の観点から、統合することが望ましい。

例えば、「Ⅱ. リスクデータ集計能力」と「Ⅲ. リスク報告態勢」では、「正確性」の要件がそれぞれ原則3と7において明記されている。正確なレポートと正確なデータ収集は不可分なものであるため、両者は一体の原則として扱うべきである。原則4「完全性」と8「包括性」、原則5「適時性」・6「適応性」と10「頻度」の関係も同様である。また、「Ⅱ. リスクデータ集計能力」における原則5「適時性」、6「適応性」について、アドホックかそうでないかの違いだけであり、これについても原則を分ける意義に乏しいと考える。

加えて、原則11「配布」は原則1「ガバナンス」に含むべき内容であり、敢えて原則11を別に設ける必要はないと考える。原則が類似・重複した場合には、各々の原則の目的が明確ではなくなり、その実効性が損なわれる恐れがある。

5. 各原則間のトレードオフ禁止は、リスク管理上の決定を著しく阻害しない程度とすべき

本文書で掲げられた諸原則にわたって、トレードオフはすべての原則の前提であると理解している。パラ17にあるように、これを否定することは賛同できない。とりわけ、正確性・網羅性と適時性に負の相関があることは一般的な常識である。このため、記述上は、「(トレードオフがあり得ることは認めつつ、)それがリスク管理上の決定を著しく阻害することがあってはならない。」とすることを提案したい。理想主義、教条主義に陥ることなく、現実を直視しながら、リスク管理上の、ないしは、金融監督上の要求水準を満たすことが求められる、というメッセージにすべきである。

例えば、原則 3「正確性と信頼性」や 4「完全性」と、原則 5「適時性」を含め、全ての原則を同時に満たすことは過剰な期待ではないかと考えている。とりわけ、原則 5 が「…厳密なタイミングは、計測対象のリスクの性質、潜在的なボラティリティ、銀行の全般的なリスクプロファイルに対する重要度によって決まる」と指摘しているとおり、これら原則があらゆる局面で、すべて同時に充足されることは現実的ではないのは明らかである。また、後述のように、原則 7「正確性」や 8「包括性」と、原則 10「頻度」についても、同時に満たすことは過剰な期待と考えられる。

【各 論】

範囲と初期検討事項について：

(1) 銀行グループと単体ベースの双方への適用について

パラ 11 に、本原則は、銀行連結ベースと単体ベースの双方に適用されるとあるが、期待要件は対象とする層ごとに策定されるべきである。具体的には、適用対象として、持株会社レベル、個別銀行連結レベル、個別銀行単体レベルに応じて検討すべきである。当局の期待要件は連結範囲ごとにレベルが異なってしかるべきであり、すべてのレベルに同じ IT インフラ要件を求めることは必要性に乏しいと考える。例えば、グループ内の連結子会社等に重要なリスクがない、またはリスクへの影響が軽微である場合には、個々の銀行や金融システム全体の安定にもたらす悪影響は小さいと考えられるため、単体ベースのみのリスク管理データを許容していただきたい。

(2) 「フォワード・ルッキング」なデータについて

パラ 12 で言及されている「フォワード・ルッキング」なリスクデータとは、具体的にどのようなものを指しているのか明確化いただきたい。

データによっては、正確性、完全性、包括性、網羅性などの諸原則に合致しない、もしくは合致する必要がないデータも多くある。仮に、ストレステスト結果やクレジットコスト予測値などを想定している場合、その必要性はある程度理解できるが、一方、これらはいくまで予測値であり、正確性、完全性、包括性、網羅性を具備すべきといったことまで要求するべきではない。

1. 全般的なガバナンスとインフラ

原則1：ガバナンス

パラ22(a)に「独立した検証として、内部監査部門による検証が考えられる。しかし、ベストプラクティスとしては、特定のIT、データ、報告に関する知識を有する独立した検証担当部署が、当該検証を実施するというのが最も適切であろう。」とある。この記載は、実際にリスク報告を行う部署及び内部監査部署とは別の独立した部署を新設させることを含意しており、不明確である。なぜ、内部監査部署による検証では十分でないと判断されるのか、理由を明示願いたい。また、仮に外部専門家に委託する場合、当該外部者による検証も認められるかどうかについても確認したい。

パラ22(b)には、「重要な買収を検討する際、銀行のデューデリジェンスプロセスとして（中略）その買収が自行のリスクデータ集計能力とリスク報告態勢に与える影響度を評価すべき。リスクデータ集計に与える影響度は、取締役会で明示的に検討されるべきであり、買収を進めるかどうかの意思決定において勘案されるべきである。」とある。ここは、重要度に応じた対応とすることを明確化するため、「リスクデータ集計に与える影響度は、その重要度に応じ、取締役会で明示的に検討されるべきであり（以下略）」と修正いただきたい。

同様に、パラ23には、「銀行の取締役会と上級管理職は、対象範囲の観点、技術的観点、あるいは法的観点から、完全なリスクデータ集計を妨げるいかなる制約についても十分認識しておくべきである」とある。「いかなる制約も十分に認識（should be fully aware of any limitations）」というのは、取締役会および上級管理職に求める対応としては過剰であると考えるので、見直していただきたい。

原則2：データ構造とITインフラ

パラ24に関して、リスクデータ集計能力とリスク報告態勢は、銀行のビジネス遂行を支える基盤となるものであるが、それ単独では銀行経営への影響分析に耐えうるものとはならない。リスクデータ以外の、該当するビジネスの収益性やポジショニング等の情報と相俟って銀行経営への影響度分析がなされると言える。そうして初めて事業計画策定や戦略的意思決定等が図れると思われる。

また、パラ25について、タクソノミおよびアーキテクチャは、データモデルと合わせ、銀行のシステム構築コンセプトに依存して決定されるものであり、統合化が必須の条件ではない。システムを統合型とするか分散型とするかは各銀行のポリシーに応じて決定すべきであり、統合化自体を義務付けられるべきではない。結果的に統合されたアーキテクチャを選択するケースが多いと考えられるが、たとえ分散化されたシステムであっても、強固なコンバージョン機能を具備したインターフェイスを構築することで高いデータ収集能力を保持することは十分可能である。

さらに、脚注10に「むしろ、複数のデータモデルが使用される強固な自動照合手続きを整備すべき」とある。異なるデータモデル間での照合手続きは必要であるが、パラ30にあるように、必要なことは「自動」と「手動」の適切なバランスであり、必ずしも照合作業を「自動」ベースで求める必要はない。

2. データ集計能力

原則3：正確性と信頼性

(1) データ集計の自動化について

原則3では、「データ集計は、エラー発生確率を最低水準に抑えるために、大幅に自動化されるべきである。」との記載がある。一方で全てのデータ集計が自動化されることは現実的ではない以上、パラ30に記載のとおり、「データ集計は、自動化システムと手動システムとの間の適切なバランスをとるべきである」との点を原則に追記すべきである。

また、処理を自動化するか否かは、専門家による判断の必要性だけでなく、取引件数、エクスポージャーの大きさ等の重要性にもとづき決定されるものである。したがって、パラ30に記載のように「その他多くのプロセス」を自動化の対象とするのではなく、「業務に対する影響が大きい重要なプロセス」を対象とするよう、修正願いたい。

さらに、自動化したデータは、自動化プロセスにおいてデータ定義の明確化及びシステムの正確性の検証がなされている以上、データ照合事務作業の軽減は認められるべきである。

(2) 正確性および完全性の定義の明確化

正確性と完全性の定義を明確にするべきである。

文字通りの解釈では実務に耐えられないことが懸念される。すべてのリスクデータが常に正確で完全でなければならないとは限らない。データの種類や用途に応じて、「概算値」（「億円単位、百万ドル単位」等）や「推計値」でもリスク管理上、十分有効であるケースもありうる。また、原則6「適応性」で後述のように、危機時などに時限性を優先したデータ集計を行う場合にも、「概算値」で十分なこともある点に留意いただきたい。

(3) 会計上のデータと同程度の頑健性の確保について

リスクデータは主として内部管理目的の日次速報処理ベースが可能であるが、会計データは会計基準に沿った四半期確報処理（決算処理等を勘案）ベースである。

すなわち、リスクデータを作成する要件と会計データを作成する要件は異なる。それを、パラ28 (a) に言及されるように、常にあらゆるリスクデータに対して会計データと同水準の頑健な統制を求めることは、実務上、現実的ではない。リスクデータの種類、特性、用途等によって、求められる頑健性のレベルは異なってしかるべきである。

また、ここにいう、「統制の頑健性」とはいかなるものか、より詳細に定義いただきたい。

(4) 銀行における元データや帳簿記録との照合について

パラ28 (c) について、リスクデータの正確性を確保するために、リスクデータは会計データ等とリコンサイルされるべきとあるが、モデルを用いて算出されたデータと会計データ等とのリコンサイルは困難である。リスク管理データは会計データとシンクロして管理されているとは限らず、例えばリスクアセット、経済資本、デリバティブのPE、BPVまたはVaRなどは、照合対象とすべき会計データ自体がないのが実情である。

したがって、経理特有の処理の観点からも、取引・リスク管理と一致しない場合が多数あり、正確性を確保する方法は、会計データや記帳データとの照合に限られるべきではなく、実態として機能する方法であれば多様な手法が許容されるべきである。たとえば、リスクデータについては、使用されるモデルの検証で問題ないことを持ってデータの正確性は担保されると考えられる。

原則4：網羅性

リスクデータが完全に網羅的ではなかった場合であっても、銀行のリスク管理に重大な影響を及ぼすべきではないとの記載（パラ35）に賛同する。

例えば銀行は銀行グループ全体にわたるすべての重要なリスクデータを捕捉し、集計する必要があるが、銀行グループのビジネスモデルにより求められるリスクデータ集計の充足水準は異なるべきである。例えば、投資銀行ではデリバティブや証券化の割合が高いのに対して、商業銀行では貸出金の割合が高いなど、保有資産の構成により発生するリスクは異なる。このことから、各銀行のビジネスモデルに応じて諸原則の充足水準も異なると考えられる。また、同様にグループ関係会社についても、重要性の低い関係会社についてはリスクデータ集計の充足水準は異なるべきである。

また、原則4の他の箇所の表現と平仄をとり、1行目は、",,,,risk data that is complete and …."を、",,,,risk data that is materially complete and …."と

「materially」を追記すべきである。

原則 5：適時性

パラ38で言及されている「(b) カウンターパーティ信用リスクエクスポージャー (CCR) (例えば、デリバティブ)」は、「(a) 監督当局のウォッチリストに挙げられている大手企業の債務者に対する信用エクスポージャーの合計」と同様に、「監督当局のウォッチリストに挙げられている大手企業の債務者に対する」を追加すべき。タイムリーに集計すべきなのは、あくまでもリスク管理上重要な大口エクスポージャーであり、ことさらCCRのみを全量集計する必然性はないと考えられる。パラ38(a)とも平仄をとっていただきたい。

また、すべての重大なリスクについて、危機的状況下でリスクデータの集計を迅速に行うことが可能なリスクシステムを構築する必要があるが、平時において即時にエクスポージャーが変動しない資産については、一定期間による集計も許容されるべきである。

原則 6：適応性

パラ39でいう「新たに現出するリスクを評価するフォワードルッキングなデータ集計能力」とは、具体的に何をイメージし、どういうものを要求しているのか。求められているものの具体的なイメージがつかめないため、例示するなど明確化していただきたい。

パラ40 (c) において適応性の一例として挙げられている、「業務上の組織の発展や外部要因を反映できること」および「規制上の枠組みの変化を反映できること」について、「変化」の規模・程度如何では、既存システムでは適応し切れないことを前提として、何らかの限定条件を記載すべきである。あらゆる変化に常にシステムが適応出来るとは限らない。どんなに高度なシステムでも、おのずから限界はあることを理解いただきたい。

また、パラ42で言及されているリスク報告態勢に関しては、原則7（正確性）で「会計上の重要性に準じた方法で、正確性に係る要件を検討することを期待」され、原則8で包括性を求められている。しかしながら、危機時においては、まさに危機の対象になっている事項（例：リーマン危機におけるリーマン向け及び他の投資銀行向けエクスポージャー）に的を絞って、報告のスピードと頻度が正確性や包括性に優先すると思われる。その際、ベストエフォートで正確性を追求するのは当然の前提ながら、会計上の重要性に準じた方法による正確性の追求までは困難である。

危機時におけるリスク報告に関しては、正確性・包括性の原則に対して適切性（appropriateness）を考慮するようにすべきである。

3. リスク管理報告

原則7：正確性

原則7～11の全ての原則を同時に満たすことは、矛盾しており、不可能と考える。リスク報告態勢に関し、データソースの正確性や包括性、適時性といったもの自体、トレードオフの関係にある。原則7「正確性」や8「包括性」と、原則10「頻度」を同時に満たすことは過剰な期待と考えられる。重要性にもとづいて原則の優先度を考慮した一種の代替手法等（例えば、機動性を重視した速報レポートなど）を容認すると明言すべきである。

原則10：頻度

危機時の報告時限を要件として定めることは困難である。危機時の状況を事前に想定することは困難であるため、危機時の報告時限をあらかじめ定めることは適切でない。むしろ、通常より短い時限でどの程度の信頼性のデータが取得できるかという情報を事前把握しておくことの方が危機時の備えとしては有効と考える。

4. 監督当局による検証、手法、協力

原則13：是正措置および監督上の措置

パラ67に「第2の柱に従ってリスク軽減策とインセンティブとして追加資本賦課の利用を可能にする等が含まれる」とあるが、追加資本賦課の利用とは具体的にどのような対応を想定しているのか、説明いただきたい。また、過度な規制が適用されることのないよう検討いただきたい。

パラ68に「データ集計の欠陥がリスク管理能力の重大な弱点の原因になると判定された場合」とあるが、具体的にどのような場合に、「重大な弱点の原因になる」と判定されるのか、説明が必要である。

パラ69に「監督当局は、買収を進めることを許可する前に、強固なリスクデータ集計能力を有していることを証明することを求めることができる」とある。ここで監督当局に対して説明すべき内容は、「被買収企業のリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢を自行の体制に統合し、整合させるための今後の整備計画」という理解でよいか確認したい。買収に係る当局宛申請の段階で、被買収企業のリスクデー

タ集計能力及びリスク報告態勢について、「強固な能力を有していることを証明」することは現実的でなく、パラ22(b)に記載の通り、期限を設けて対応する、すなわち今後の整備計画を説明することが合理的であると考えられる。

原則14：ホーム国当局とホスト国当局との連携

パラ73に「監督当局は、銀行グループ内の部門毎の（in different parts of the group）リスクデータ集計能力とリスク報告態勢について討議すべき」とあるが、ここでいう部門（part）とは何を意味するのか（グループ内の拠点別、会社別）。監督当局と討議する範囲が明確化されていないため、明確化を求めたい。

また、拠点別、会社別に、リスクデータ集計能力とリスク報告態勢について自己評価が必要となるという理解でよいか確認したい。

5. スケジュールと経過措置

（1）2013年早期の諸原則実施に係る議論の開始について

パラ18に「各国の銀行監督当局は、2013年初めにG-SIBsの上級管理職と本原則の導入について協議を開始する」とあるが、当該協議を行うには、各金融機関において自己評価を行うための十分な準備期間が必要である。したがって、本市中協議案の最終版およびパブコメ回答の公表後、少なくとも半年間の準備期間を確保いただきたい。

（2）2013年に開始される導入状況の評価について

パラ75に「2013年に本市中協議文書で掲げられた期待事項に対する自己評価をG-SIBsに求める可能性が高い」とあるが、どのような評価基準にもとづき当該評価を行う予定なのか、あらかじめ、例示を示す等により明確化願いたい。本諸原則の対応状況は、各行の業態、リスクプロファイル、リスクアペタイト等により、大きく異なるものであり、一律に評価することはできないと考えられる。すなわち、各金融機関の状況を勘案したうえで評価を行う必要があり、どの程度の水準を充足すれば適切であるかの判断が難しい。

また、パラ74では、「銀行のデータとITインフラが今後数年のうちに（in the coming years）強化されることを期待する」とあるが、今後数年間は、バーゼルⅢ対応、店頭デリバティブ規制対応、共通データテンプレート対応等、新たな規制に対応するシステム対応を迫られている。そのため、銀行職員、開発業者ともに人的リソースが逼迫しており、今後数年のうちに、ITインフラを強化するのは非常にハードルが高い。したがって、「今後数年のうちに」ではなく、「個別行の状況を勘案し、合意した期限内に」と修正いただきたい。データとITシステムの強化は、現

実的な対応期限の設定が必要であると考える。

(3) 2013年以降に予定されているモニタリングについて

パラ19で言及されている2013年以降に予定されるモニタリングの結果、諸原則の改定が行われた場合、該当部分の遵守については別途期限設定を行うことを明記すべきである。銀行は現在の諸原則案をベースに戦略策定することになるため、原則が改定された場合、戦略の見直しも必要となる可能性がある。その場合、該当部分について2016年初のフルコンプライアンスは猶予いただきたい。

(4) 2016年までの諸原則の充足のための戦略策定について

パラ20によると、市中協議は2016年までに諸原則を充足するための戦略策定を求めているが、各国におけるITインフラ投資の進捗状況等も踏まえて、戦略策定の実行可能性については一定の配慮がなされるべきである。さらに、パラ7に、「各国当局は、G-SIBsが本諸原則を2016年までに導入することを期待する」とあるが、本諸原則の導入は、各行の業態、リスクプロファイル、リスクアペタイト等を勘案したうえで、個別に対応レベルが判断されるべきものである。このため、「各金融機関の状況を勘案し、2016年までに合意した範囲内で導入することを期待する」と修正いただきたい。

以 上